

令和8年3月19日 臨時教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・令和8年3月19日（木） 16時00分 ～ 17時17分
- ・1703会議室

2 出席者

教育長	堀 貴 雄	事務局職員	
委員	村 上 啓 雄	副教育長	松 本 順 志
委員	打 江 記 代	教育次長	中 川 敬 三
委員	吉 田 香 央 里	義務教育総括監	青 木 孝 憲
委員	木 下 貴 子 (Web)	教育総務課長	野 中 正 史
		教育総務課教育主管	安 部 博 貴
		教育総務課教育主管	三 島 晃 陽
		義務教育課長	吉 村 嘉 文
		義務教育課教育主管	渡 辺 出
		高校教育課長	棚 橋 武 司
		高校教育課教育主管	有 尾 隆 宏
		高校教育課教育主管	早 野 宏 樹
		特別支援教育課長	服 部 秀 明
		総合教育センター長心得兼教育研修課長	高 木 岳
		教育管理課長	中 野 嘉 章

3 議事日程等

議第2号、議第3号、議第9号、議第10号、議第11号について、非公開とすることを決定

4 会議録

令和8年3月4日開催の定例教育委員会の会議録を承認

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
議第 1 号 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	
教育総務課長	<p>本議案は、令和 8 年度の組織改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>3 ページの 2 番に改正内容の記載がある。改正内容としては 3 点。</p> <p>1 点目。現在、岐阜地区と西濃地区の生徒指導主事が、学校安全課の地域支援係に配置されているが、それぞれ各教育事務所へ移管することに伴い、地域支援係を廃止するものである。</p> <p>2 点目。特別支援学校のあり方検討業務を特別支援教育課から教育総務課へ移管することに伴い、両課の事務分掌を変更するものである。これにより、教育総務課において、県立学校のあり方全体を一括して検討して参りたいと考えている。</p> <p>3 点目。教育総務課福利厚生室内に健康支援係を設置するものである。健康支援係は、精神疾患による病気休暇取得者や、病気休職者に対する健康相談や職場復帰支援プログラム等の実施をする保健師を配置し、その対応に当たるということを想定している。</p>
教 育 長	議第 1 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第 4 号 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について	
高校教育課長	<p>県立高等学校には教務主任を初め、学年主任、図書主任、保健主事、研修主事、生徒指導主事及び進路指導主事の配置が、岐阜県立高等学校管理規則において定められており、所定の手当が支給されている。しかし、通信制課程については、同規則において、教務主任、研修主事及び生徒指導主事に限られてきた。しかし、近年の通信制課程では、不登校を経験した者や、学び直しを求める社会人など、多様な入学者が増加しており、あわせて、より丁寧な履修指導、進路相談、健康支援が求められ、その業務量は全日制や定時制と同様な状況になりつつある。そのため、3 ページの改正の内容にある、「通信制の課程にあっては、教務主任、研修主事及び生徒指導主事に限る」という文言を削ることにより、項目 1 の改正の趣旨にある県立高等学校における通信制課程においても、他の課程と同様に、教育職員手当の支給対象となる学年主任、図書主任、保健主事及び進路指導主事を配置できるよう、所要の改正を行うものである。</p> <p>施行日は令和 8 年 4 月 1 日を予定している。</p>
教 育 長	議第 4 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第 5 号 令和 9 年度岐阜県立高等学校入学者選抜について	
高校教育課長	<p>第一次選抜について説明する。全日制と定時制が該当するが、来年度実施の入学者選抜について、出願期間を令和 9 年 2 月 5 日（金）の正午から 2 月 10 日（水）の正午。変更期間を令和 9 年 2 月 12 日（金）の 9 時から 2 月 16 日（火）の正午。検査期日を令和 9 年 3 月 3 日（水）、一部は 4 日（木）。追検査期日を令和 9 年 3 月 9 日（火）、</p>

	<p>一部は10日(水)。合格発表・第二次選抜募集人員発表を令和9年3月12日(金)とする。これらの日程については、今年度実施した令和8年度入試の実施状況を踏まえ、今年度と同様の日程で設定した。</p> <p>以下、同様の考え方で連携型選抜、通信制前期選抜、第二次選抜、通信制後期選抜の日程についても、資料のとおり設定した。このうち、特に通信制選抜については、昨年度までは、3月末の1回のみ実施であったものを、近年の中学校卒業者の状況等を鑑み、今年度は前期選抜・後期選抜の2回に分け、1回目の選抜を全日制や定時制で行われている第一次選抜の日程に合わせて行った。通信制選抜は、今年度と同様の日程で、来年度も実施したいと考えている。</p> <p>資料4ページ以降は参考資料。4ページは、日程をカレンダーで示したもの。5ページは、入試制度全体についてまとめたものとなる。</p>
教 育 長	今年度から通信制選抜を2回にした効果を報告してほしい。
高 校 教 育 課 長	通信制について、前期選抜と後期選抜に分けて実施した。132名の生徒が、前期通信制の前期選抜で出願して、既に結果も得られているという状況である。若干多くなったということである。
教 育 長	私学の無償化が影響し、多くの学校が定員割れをした。その中で、この春の中学卒業生に、どのように高校を決めたのかについてアンケートを取った。集計結果は皆様にもお示しする。
打 江 委 員	出願はWebでということは理解しているが、変更時もWebで実施できるのか。
高 校 教 育 課 長	おっしゃるとおり。すべてWebで実施している。
教 育 長	変更については1回限りとなっている。
教 育 長	議第5号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第6号 令和9年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜及び令和9年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考について	
特 別 支 援 教 育 課 長	<p>高等特別支援学校入学者選抜の方針の実施概要について説明する。高等特別支援学校へ出願する際は、出願先の高等特別支援学校と居住地域の知的障がいを対象とする特別支援学校高等部の両校で、教育相談を受けていただく必要がある。日程について説明する。検査日は令和9年1月20日(水)、追検査は1月26日(火)に実施する。追検査は、インフルエンザ罹患などやむを得ない理由で検査を欠席した受検生のうち、追検査を希望する者を対象としている。</p> <p>高等部入学者選考の方針の実施概要を説明する。高等部への出願を希望する者は、原則として、居住地域の特別支援学校で教育相談を11月の中旬までに受けていただく必要がある。入学者選考検査は、生徒の実態を把握するために実施するものである。検査日は令和9年2月10日(水)に設定している。なお、この日程は、高等特別支援学校入学者選抜で不合格となった場合でも、受検が可能な日程としている。また、特別な事情により、選考検査を受検できなかった生徒については、令和9年3月26日(金)までに特別な事由による検査を実施することとしている。</p>

村上委員	追検査は特別な事由により検査を欠席した受検者のうち、希望する者が受けられるという説明であったが、受検者・保護者の中には、自身が希望しなくても追検査が受けられると思っており、何のアクション起こさない方もいるのではないかと。そうした際に、受検することができないという不利益なことではないのか。
特別支援教育課長	実施要項説明会において、中学校側に追検査の日程等を示し、そのような不利益が起らないように確認をしている。
村上委員	説明会で確認していることは理解した。保護者への周知は徹底されており、追検査を受けられると思っていた受験者が当日受けられないということはないということで間違いはないか。
特別支援教育課長	受験者が欠席した際には連絡が入る。その際に、特別支援学校側から追検査の受検希望について尋ねるため、希望を確認できないということはない。なお、追検査の受検申請については中学校を通して行われる仕組みとなっている。
村上委員	理解した。特別支援学校側からも、中学校側からも、追検査の受検希望について保護者に確認がされ、中学校側から申請がされるということによいか。
特別支援教育課長	おっしゃるとおり。
村上委員	説明会時に十分な説明を尽くしていただきたい。
教育長	議第6号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第7号 岐阜県教育委員会公告式規則の制定について	
教育管理課長	規則の概要について説明する。本規則は、県教育委員会の定める規則その他公表を要するものの項目に関し、必要な事項を定めるものである。 これまで、県教育委員会の規則や規程は、知事部局が定める、県公告式条例第5条に則り報告してきたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、報告に必要な事項は教育委員会規則で定める必要がある旨の規定があることから、これに即したものと定めるものである。 規定内容としては、「岐阜県公告式条例の例による」と定め、実質的にはこれまでと同様、本条例、具体的には、3から4ページにかけて示している規定により報告を行う。 施行日は、令和8年4月1日を予定している。
教育長	議第7号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第8号 教職員の働き方改革プランについて	
教育管理	本プランは、これまで県独自で策定してきたが、昨年6月に給特法が改正され、教育委員会に対し、国が定める指針に則して業務量の適切な管理や健康の確保を図るた

課 長	<p>めの実施計画の策定が義務づけられた。来年度からは、この国が求める実施計画として本プランを策定するものである。</p> <p>目標については、国の指針を踏まえ、新たにワークライフバランスに関する目標を新たに設定している。</p> <p>主な取組について説明する。まず、長時間勤務解消等の取組として、新たな出退勤システムの導入準備を進める他、継続した休息時間の確保を進めていく。また、ICTや生成AIの活用として、来年度新たに教職員の健康情報を一元管理するシステムを導入する他、業務分担の見直しとして、教師以外でも参画可能な業務について、事務職員等との連携などの検討を促していく。</p> <p>次に、メンタル不調への取組として、精神疾患による休職者対応への支援について、求職者が復職に向けて受けられる支援を明確にすることに留意しつつ、支援体制を強化する。</p> <p>働きやすい環境づくりとして、管理職のマネジメント力向上研修の実施や、若手教員のサポート体制の充実を図っていく。</p> <p>市町村教育委員会の支援として、来年度の重点項目である休日部活動の地域展開に向けた支援や客観的手段による勤務時間の把握などを促すとともに、県の財政的支援として、外部人材の配置支援や専科指導教員の配置を行っていく。</p> <p>フォローアップ等の取組として、国の指針を踏まえ、新たに本プランの実施状況の公表や県総合教育会議への報告により、取組のさらなる改善を図っていく。</p> <p>なお、資料4ページ以降は概要版の記載項目に加え、これまでの取組なども記載している。</p>
村上委員	<p>意見として申し上げる。医療界においても、ワークライフバランス、特に医師の育児休暇等の取得を促進しているところである。一部には、休暇を取得することは権利であると声高に主張し、休暇等を取付できない立場の方の心を傷つけるということがあると聞く。だからこそ、様々な立場の方がこの制度を理解した上で、気持ちよく運用していくことができるように、各学校で心がけていただくと良いのではないか思っている。多様な立場の方がいるため、ちょっとした一言で、非常に傷ついてしまったという事案を何回も見してきた。そのような配慮をしていただければよいお願いしたい。</p>
教育管理課 長	<p>御指摘の点も踏まえ、各学校等に周知をして参りたい。</p>
教 育 長	<p>新しいことを行う際は、十分に留意して取り組んでいく必要があると感じている。校長会等においても、担当から適切に周知を図っていく。</p>
打江委員	<p>継続した休息時間についての詳細を説明いただきたい。</p>
教育管理課 長	<p>概要版に記載してある休息については、いわゆる勤務間インターバルというものである。終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保するように努めるとしており、その時間の目安として11時間以上と示している。教職員一人一人のために、継続した休息時間を確保できるように、学校に働きかけて参りたい。</p>
教 育 長	<p>議第8号について、挙手により採決する。</p>
教 育 長	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>

事務局報告（その他）	
(1) 岐阜県における全国レベルの表彰 (2) 令和8年度教育委員行事予定について	
教育総務課長	本年2月8日に開催された第18回全国高等学校英語スピーチコンテスト第二部において、県立東濃高等学校の3年生のジョアキーノレイカさんが第2位として表彰されている。
教育総務課長	委員の皆様方には、令和8年度の定例教育委員会会議等の日程調整に御協力いただいた。今後は3か月ごとに御都合を確認させていただきたい。変更生じた場合には、その都度お知らせいただきたい。なお、現時点で未定になっているものがある。また、今後、変更が生じる場合がある。そうした場合については、4月以降に順次対応させていただきたいと考えている。
教育長	<p>全国レベルの表彰で説明があったスピーチコンテストを直接聞いた。このコンテストでは、海外経験のある部門とそうではない部門に分かれている。今回の受賞者は海外経験がある生徒である。その中での全国2位。ALT等の全面協力もあり、内容はもちろんのこと、表現力・表情等も本当に見事なものだと感じた。東濃高等学校は、今年度の新入生の68%が外国籍という学校である。外国籍の生徒の資質・能力をいかに高めていくのかということもこの学校の課題の1つである。</p> <p>また、来年度は斐太高等学校の創立140周年式典があり、打江委員に御出席いただくことになっている。よろしくお願ひしたい。</p>
議第2号 年度末退職者表彰について（非公開案件）	
<p>年度末退職者表彰について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第3号 令和8年度定期人事異動について（非公開案件）	
<p>退職手当の支給制限処分について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第9号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）	
<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第10号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）	
<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第11号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）	

教職員の懲戒処分について諮り、可決された。

本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

その他 意見交換

村上委員	昨今報道されております辺野古の事件について。岐阜県には直接は関係ないと思うが、県内の高等学校、小・中学校等での課外活動や修学旅行等で、確実に保険に加入し、信頼のおける業者へ委託するなどの事柄については問題ないか。
義務教育 総括監	義務教育段階では、各校が旅行社に依頼している。そのため、保険加入がセットになっている。高等学校も同様に、保険加入がセットになっているものがほとんどで、今回の事件を知り驚いている。
村上委員	私立学校であるため、そのような学習をするということなのだろう。被害にあった生徒に対しては大変気の毒に思う。
教育長	今回の件については、記者会見において誰がどのように判断されたかについては厳しく追及されていた。やはり、設置者や学校の責任者しっかり判断しなくてはならない。公立の場合は当たり前に行っていることではあるが、一つの教訓として今一度考える必要がある。関係課から十分に周知していく。
高校教育 課長	議第5号の通信制の出願の件で訂正させていただく。今年度、選抜を2回に分けたことにより、どのような影響や効果があったのかという質問に対して、出願者数が増えたように申し上げたが、資料を確認したところ、昨年度の通信制の出願者数は133名、今年度前期の出願者数は132名であり、横ばいの状況である。ただ、この後に後期選抜もある。何よりも通信制選抜を2回にした成果として考えられるのは、昨年度の133名の生徒は、3月末にならないと自分の合否が分からず、行き先が決まらなかったのが、今年度は全日制・定時制と同様に3月の中旬に、自分の進路が確定したことであると捉えている。
教育長	一昨年と比べると去年は大幅に増えている。一昨年度、学校安全課の大和谷課長が華陽フロンティア高等学校の校長として、非常に効果的な宣伝を行った。華フロカフェと銘打ち、多くの人を集めていた。それが功を奏して、出願者数が増加した。通信制高校は、ある意味で最後のセーフティネット。3月下旬の2回目の選抜では人数は少ないかもしれないが何人かは出願してくると予想している。
閉会	
17時17分、閉会を宣言する。	